







30年 2月5日	受 監 第	代 表 監 査	委 員	監 査 委 員	事 務 局 長	合 議	書 記
	12号						

発 総 第 5 0 1 号
平成 3 0 年 2 月 5 日

琴浦町監査委員 山 根 弘 和 様
同 桑 本 始 様

琴浦町長 小 松 弘 明



平成 29 年度上半期定期監査報告書に係る追加回答について

平成 29 年度上半期定期監査報告書に係る追加回答につきましては、下記のとおりです。

記

1 注意事項

- (1) 基金預け先金融機関の選定(出納室・総務課)
- (2) 工事請負契約の落札率(建設課)

2 既回答内容

- (1) 基金の預け先金融機関の選定にあっては、積立執行日、定期預金の満期日等の時点で有利な利率での預け入れが可能な金融機関を選定するため、各金融機関の利率の把握を行います。
なお、基金の預け先金融機関及びその額については、年度末の支払い多寡時期の繰替運用に備え、指定金融機関への預金残高を確保した運用を行います。
- (2) 給水用ポンプの故障に伴う取替工事であり、生活用水に係るもので緊急性があるため、落札率 100%はやむを得ないと考えます。

3 追加回答(補足説明)

- (1) 繰替運用については、一時借入にて生じる利払いを回避するため行うものです。
繰替運用想定額については、定期預金口座から歳計口座(普通預金口座)への振り替え等の諸手続が短期にスムーズに行えるよう指定金融機関へ定期預金として預け入れするものです。
なお、繰替運用想定額を超える運用については、各種金融機関より利率

見積りを行い優位な金融機関への預け入れを行います。

- (2) 給水用ポンプの取替工事につきましては、度々制御盤から警告アラームが鳴ったこと及び住民の方より水圧の低下について指摘がなされたことから、生活用水に係るもので緊急性があると判断しました。

予定価格の設定については、日々の点検修繕を委託している業者と制御盤との連携ができる機種機能・能力等を協議する中で選定を行い、見積りを徴収しました。したがって、当該見積金額を基準として予定価格を設定したため、落札率が100%になったものです。